

～別府竹細工利用促進事業のご案内～

# お客様をおもてなしするための 竹細工の購入費用を補助します

## 補助事業の目的

「別府竹細工」に代表される竹工芸は、別府市で古くから作られ、技術や文化を発展させてきた伝統産業です。当事業は、別府を訪れるお客様に、竹細工を用いたおもてなしをすることで、伝統技術に裏付けされた美しさやすばらしさを実感していただき、竹細工の魅力を広めることを目的としています。



## 補助対象者

別府市内で宿泊施設を営む者  
(日本標準産業分類に定める「旅館、ホテル」に該当する事業所)

## 補助対象経費

利用客のおもてなしに使用する竹製品の購入費用

### ※注意事項

- 生活に取り入れることのできる調度品で、別府市内で制作または加工された竹製品に限ります。
- 以下は対象外とします。  
販売を目的として購入するもの  
交付決定以前に購入したもの  
他の補助金の対象のものは除外
- 購入額から消費税相当額を引いた金額が補助対象経費の額となります。

### (購入品の例)

客室等に飾る花かご  
アメニティを入れる竹かご  
食事を提供する盛かご  
客室等のランプシェード

## 補助率等

- ・補助率：補助対象経費(購入費※消費税は除く)の 1/2 以内
- ・補助額上限：50万円
- ・千円未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てた額を補助額とします。

## その他

- ・利用者へのアンケート実施や資料の配布等、別府竹細工のPRや、市が行う調査等にご協力いただきます。
- ・令和9年3月31日までに購入及び支払を完了させ、おもてなしに使用してください。
- ・**予算額に達し次第、受付を終了します。**

## お問い合わせ先

別府市観光・産業部産業政策課  
竹産業・ものづくりイノベーション係  
TEL 0977-21-1132  
Email takezaiku@city.beppu.lg.jp

## 補助金の手続き等

### 補助金交付までのながれ

- ① 補助金交付申請(申請者→市)  
↓
- ② 交付決定(市→申請者)  
↓
- ③ 竹製品の購入・活用 交付決定後に購入したもののみ補助対象となります
- ↓
- ④ 実績報告書の提出(申請者→市) 支払完了後30日以内に提出してください
- ↓
- ⑤ 額の確定(市→申請者)  
↓
- ⑥ 請求(申請者→市)  
↓
- ⑦ 支払い(市→申請者)

### 交付申請に必要な書類

- ・補助金交付申請書(様式第1号)
- ・事業計画書(様式第2号)
- ・収支予算書(様式第3号)
- ・誓約書(様式第4号)
- ・購入内容がわかる書類(見積書・カタログ・写真等)
- ・別府市の事業者等が制作・加工したものであることの証明書(様式第5号)
- ・宿泊施設が存在すること及び飲食を提供することを証する書類(パンフレット、営業許可証の写し等)
- ・市税を完納していることを証する書類

### 実績報告に必要な書類

- ・実績報告書(様式第8号)
- ・収支決算書(様式第9号)
- ・支払を確認できる書類の写し(領収書等)
- ・実施内容を確認できる書類(写真、広報紙等)

### 請求に必要な書類

- ・補助金交付申請書(様式第12号)
- ・振込先を確認できる書類の写し(通帳の写し等)